第六条の六第二号中「及び第六条の五第一項」を「、第六条の五第一項及び第六条の五の十第一項」に改める。

第七条の二第一項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条に次の一項を加える。

3　信用協同組合電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　信用協同組合電子決済等代行業を開始したとき。

二　信用協同組合等との間で第六条の五の三第一項の契約を締結したとき。

三　信用協同組合連合会との間で第六条の五の五第一項の契約を締結したとき。

四　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第七条の五中「又は」を「、登録、認定又は」に改める。

第八条の二中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

第九条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　第六条の五の二第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用協同組合電子決済等代行業を営んだ者

四　不正の手段により第六条の五の二第一項の登録を受けた者

五　第六条の五の九第四項の規定による信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第二十七条又は」を「第二十七条、」に、「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第十条第一号中「又は第五十二条の五十第一項」を「、第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三」に改め、同条第二号中「第二項若しくは」を「第二項、」に、「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項、」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第十条の二の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十条の二の四を第十条の二の五とする。

第十条の二の三の次に次の一条を加える。

第十条の二の四　銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十条の三第一号中「若しくは第五十二条の五十二」を「、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反して、その名称中に認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第十一条第一項第一号中「第九条の二」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第四号中「第九条」の下に「、第九条の二第三号」を加える。

第十二条第一項中「又は信用協同組合代理業者」を「、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第十三号中「第七条の二」を「第六条の五の九第二項若しくは第七条の二」に、「若しくは第五十二条の六十一第三項」を「、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項」に改め、同項第十六号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項」を加え、同項第十九号中「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十三条　正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第十四条　銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

（信用金庫法の一部改正）

第六条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の三　指定紛争解決機関（第八十五条の四・第八十五条の五）」を「第九章の三　指定紛争解決機関（第八十五条の四―第八十五条の十一）」に改める。

信用金庫電子決済等代行業（第八十五条の四―第八十五条の十二・第八十五条の十三）」に改める。

第五十四条第四項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　会員である信用金庫に係る第八十五条の七第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十五条の八第一項の基準の作成

第九章の三中第八十五条の五を第八十五条の十三とする。

第八十五条の四第一項各号列記以外の部分及び同項第二号中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ニ中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同項第八号中「第九十四条」を「第九十四条第二号」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同条第二項及び第四項中「第八十九条第九項」を「第八十九条第九項」に改め、同条を第八十五条の十二とする。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三　信用金庫電子決済等代行業

（登録）

第八十五条の四　信用金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2　前項の「信用金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。